

教体第207号
平成28年7月29日

〈公文書扱〉

各市町村教育委員会学校安全主管課長 }
各 県 立 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会事務局
保健体育課長

学校（園）における安全管理の徹底等について（依頼）

標記のことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より依頼がありました。

御承知のとおり、去る7月27日深夜、神奈川県相模原市において、不審者が障害者施設に侵入し、入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各学校（園）におかれては、これまでも、安全管理の徹底等について適切な方策を講じていただいているところですが、今回の事件の重大性や類似事件の再発防止等の観点から、外部からの侵入者に対する安全管理体制等の方策について、再度の点検を講じることが望まれます。

つきましては、夜間・休日等も含めた学校（園）における児童生徒等の在校時の安全管理体制を検証するとともに、下記関係資料にも留意され、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直し、校門等の適切な管理、来訪者への対応など日常的な取組体制の明確化、保護者・地域住民や警察等の関係機関との連携等、学校（園）における安全管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、特別支援学校を含め、寄宿舎を置いている学校については、夜間・休日等も含めた安全管理体制についても再点検いただくようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管内の各学校（園）に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

記

《関係資料》

- 『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』（平成14年12月 文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成22年3月 文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 『「学校安全」指導の手引』（平成17年3月 奈良県教育委員会）

奈良県教育委員会事務局 保健体育課 健康・安全教育係（担当：小角） 電 話 0742-27-9862 F A X 0742-22-3995
--